

政令第 号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第五項、第二十一条の二、第二十一条の十、第三十条の三第一項及び第三項並びに第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

第三条の見出しを「（温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法）」に改め、同条第一項第一号イ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に、「温室効果ガスの総排出量」を「温室効果ガス総排出量」に改め、同号ロ中「次に掲げる者ごとに、算定期間」を「総排出量算定期間」に、「当該者から」を「他人から」に改め、「当該者の区分に応じ」を削り、「次に掲げる係数」を「〇・五五五」に改め、「を算定し、当該者ごとに算定した量を合算して得られる量」を削り、同号ロ(1)及び(2)を削り、同号ハ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に、「〇・〇六七」を「〇・〇五七」に改め、同号ニ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に、「七百三十一」を「七百三十五」に改め、同号ホ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号ホ(1)中「七百九十一」を「七百九十六」に改め、同号ホ(2)中「七百九」を「六百九十七」に改め、同号へ及び同項第二号イからハまでの規定中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号

ニ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号ニ(1)及び(3)中「〇・〇〇〇〇一一」を「〇・〇〇〇〇〇一〇」に改め、同号ニ(5)中「〇・〇〇〇〇三五」を「〇・〇〇〇〇一五」に改め、同号ニ(11)中「〇・〇〇〇〇〇八一」を「〇・〇〇〇〇〇七六」に改め、同号ホ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号ホ(1)中「〇・二六」を「〇・二五」に改め、同号ホ(3)を次のように改める。

(3) B重油又はC重油 〇・二八

第三条第一項第二号ホ(4)を削り、同号へ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号へ(1)中「六十八」を「八十二」に改め、同号ト中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号ト(1)中「五・三」を「五・二」に改め、同号ト(2)中「二・〇八」を「二・一」に改め、同号ト(6)中「〇・〇三七」を「〇・〇三八」に改め、同号チ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号リ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、「一・三四」を「一・三」に改め、同号ヌ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号ル中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号ル(1)中「百四十二」を「百四十三」に改め、同号ル(2)を次のように改める。

(2) 紙くず 百三十八

第三条第一項第二号ル(3)中「百四十」を「百三十八」に改め、同号ル(3)を同号ル(4)とし、同号ル(2)の次に次のように加える。

(3) 繊維くず 百四十九

第三条第一項第二号ヲ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号ヲ(1)中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同号ヲ(2)中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「〇・〇五六」を「〇・〇四九」に改め、同号ワ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に、「〇・四六」を「〇・五五」に改め、同号カ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号カ(1)中「〇・〇〇〇〇七九」を「〇・〇〇〇〇九六」に改め、同号カ(2)中「〇・〇五八」を「〇・〇七二」に改め、同号カ(3)中「〇・〇六三」を「〇・〇七五」に改め、同号ヨ及びタ並びに同項第三号イからニまでの規定中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号ホ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号ホ(1)中「〇・〇〇〇〇三〇」を「〇・〇〇〇〇二九」に改め、同号ホ(2)中「〇・〇〇〇〇四四」を「〇・〇〇〇〇四一」に改め、同号ホ(5)中「〇・〇〇〇〇二七」を「〇・〇〇〇〇二六」に改め、同号ホ(6)中「〇・〇〇〇〇二三」を「〇・〇〇〇〇二二」に改め、同号ホ(7)中「〇・〇〇〇〇三八」を「〇・〇〇〇〇三五」に改め、同号ホ(10)中「〇・〇〇〇〇二五」を「〇

・〇〇〇〇一四」に改め、同号ホ(11)中「〇・〇〇〇〇二五」を「〇・〇〇〇〇〇九」に改め、同号へ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号へ(3)を次のように改める。

(3) B重油又はC重油 〇・〇七九

第三条第一項第三号へ(4)を削り、同号ト中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号チ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号チ(1)中「四・八四」を「三・六八」に改め、同号チ(2)中「一・〇一」を「一・二五」に改め、同号チ(3)中「〇・〇四」を「〇・〇三九三」に改め、同号リ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号リ(1)中「二九・〇」を「二三・〇」に改め、同号リ(2)中「二四・〇」を「一八・〇」に改め、同号ヌからヲまでの規定中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号ワ中「前号ヲ(1)及び(2)に」を「次に」に、「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号ワ(1)中「前号ヲ(1)に掲げる施設」を「終末処理場」に改め、同号ワ(2)を次のように改める。

(2) し尿処理施設 〇・〇〇〇九六

第三条第一項第三号カ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号ヨ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号ヨ(1)中「〇・〇四九三」を「〇・〇五六五」に改め、同号ヨ(2)中「〇・〇四八九

」を「〇・〇五三四」に改め、同号ヨ(3)中「〇・〇五九二」を「〇・〇七一二」に改め、同号タ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同号タ(4)中「〇・九〇三」を「一・一一」に改め、同号レ中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同項第四号及び第五号中「温室効果ガスである」を削り、「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同項第六号中「算定期間」を「総排出量算定期間」に改め、同条第二項中「第八条第二項第六号又は第二十一条第一項の計画」を「第二十条の二第一項の政府実行計画又は第二十条第一項の地方公共団体実行計画」に、「温室効果ガスの総排出量」を「温室効果ガス総排出量」に改める。

本則に次の五条を加える。

(特定排出者)

第五条 法第二十一条の二第一項の政令で定める者(以下「特定排出者」という。)は、次に掲げる者(第六号から第十一号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。)とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネルギー法」と

いう。) 第七条第三項に規定する第一種特定事業者又は省エネルギー法第十七条第三項に規定する第二種特定事業者

二 省エネルギー法第五十四条第二項に規定する特定貨物輸送事業者

三 省エネルギー法第六十一条第二項に規定する特定荷主

四 省エネルギー法第六十八条第二項に規定する特定旅客輸送事業者

五 省エネルギー法第七十一条第三項に規定する特定航空輸送事業者

六 二酸化炭素(エネルギー(省エネルギー法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。))

の使用に伴って発生するものを除く。以下この号において同じ。)の排出を伴う事業活動(国又は地方

公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。)として別表第七の中欄に掲げるものが行われる事業所で

あつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定さ

れる二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

七 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の

中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排

出量に二十一を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

八 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に三百十を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

九 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第十六号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第十六号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるものを設置している者

十 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第十七号から第二十三号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第十七号から第二十三号までに定める係数を乗じ

て得た量の合計量が三千トン以上であるものを設置している者

十一 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千九百を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法)

第六条 法第二十一条の二第二項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる特定排出者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法

イ 前条第一号に掲げる者 省エネルギー法第七条第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場又は省エネルギー法第十七条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場ごとに算定した次に掲げる量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより合算する方法

(1) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間(法第二十一条の二第一項に



規定する主務省令で定める期間をいう。以下同じ。）において事業活動に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗ずる方法により算定される量

(2) 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(3) 環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量（ギガジュールで表した量をいう。）に、当該熱の区分に応じ当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗ずる方法により算定される量

ロ 前条第二号から第四号までに掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

- (1) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

- (2) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 前条第五号に掲げる者 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応

じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の二当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算する方法

二 二酸化炭素(前号に掲げるものを除く。) 事業所において行われた別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

三 メタン 事業所において行われた別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

四 一酸化二窒素 事業所において行われた別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

五 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、事業所において行われた別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

六 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、事業所において行われた別表第

十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

七 六ふつ化硫黄 事業所において行われた別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

2 特定排出者は、その事業活動に伴う前項各号に掲げる物質の排出量を実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法により算定することができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法に代えて、当該実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法を用いて、法第二十一条の二第二項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

(法の規定の適用に係る技術的読替え)

第七条 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第十五条第一項(省エネルギー法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第三十条の三及び第三十一条の

二の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二十一条の 四第一項</p>	<p>当該報告に係る 事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二 第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に 関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法 第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告 については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出 量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>
<p>第二十一条の 四第二項第一 号及び第三号</p>	<p>当該報告に係る 事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二 第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に 関する法律第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する 場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に 伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定め</p>

<p>第二十一条の 五第二項、第 二十一条の八 第四項</p>	<p>事業所管大臣が 所管する事業</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告</p>
<p>第二十一条の 四第二項第二 号</p>	<p>当該報告に係る 事項（当該事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二 第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に 関する法律第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する 場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に 伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定め る事項とし、これらの事項</p>
		<p>る事項）</p>

2 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第二十条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排

出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二

十一條の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一條の二から第二十一條の九まで、第三十條の三及び第三十一條の二の規定の適用については、法第二十一條の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二十一條の 三第二項</p>	<p>前条第一項の規 定による報告と 併せて、主務省 令で</p>	<p>主務省令で</p>
<p>第二十一條の 四第一項</p>	<p>当該報告に係る 事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一條の十の規定により第二十一條の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>

<p>第二十一条の 四第二項第一 号及び第三号</p>	<p>当該報告に係る 事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二 第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に 関する法律第二十条第三項の規定による報告については、エネルギ ーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務 省令で定める事項）</p>
<p>第二十一条の 四第二項第二 号</p>	<p>当該報告に係る 事項（当該事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二 第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に 関する法律第二十条第三項の規定による報告については、エネルギ ーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務 省令で定める事項とし、これらの事項</p>
<p>第二十一条の 五第二項、第 二十一条の八</p>	<p>事業所管大臣が 所管する事業を 行う</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項の規定によ る報告に係る</p>



第四項	第二十一条の二 八第一項	第二十一条の二 第一項の規定に よる報告に添え て、第二十一条 の五第四項	第二十一条の五第四項
-----	-----------------	---	------------

3

法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第五十六条第一項（省エネルギー法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十一条の	当該報告に係る	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二
--------	---------	--------------------------------

<p>四第一項</p>	<p>事項</p>	<p>第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>
<p>第二十一条の 四第二項第一 号及び第三号</p>	<p>当該報告に係る 事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の第二項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>
<p>第二十一条の 四第二項第二</p>	<p>当該報告に係る 事項（当該事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の第二項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に</p>

号		<p>関する法律第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>
<p>第二十一条の五第二項、第二十一条の八</p>	<p>事業所管大臣が所管する事業</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告</p>
第四項		

4 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第六十三条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の

排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと

する。

<p>第二十一条の 四第一項</p>	<p>当該報告に係る 事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二 第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に 関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第六十三条第一項の規 定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸 化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>
<p>第二十一条の 四第二項第一 号及び第三号</p>	<p>当該報告に係る 事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二 第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に 関する法律第六十三条第一項の規定による報告については、エネル ギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主 務省令で定める事項）</p>
<p>第二十一条の 四第二項第二</p>	<p>当該報告に係る 事項（当該事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二 第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に</p>

号		<p>関する法律第六十三条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>
<p>第二十一条の 五第二項、第 二十一条の八 第四項</p>	<p>事業所管大臣が 所管する事業</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律第六十三条第一項の規定による報告</p>

(磁気ディスクによる報告等の方法)

第八条 磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。）により法第二十一条の二第一項の規定による報告、法第二十一条の三第一項若しくは第二十一条の六第一項（法第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の請求又は法第二十一条の八第一項の規定による提供（以下この条において「報告等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該報告等に係る事項を記録した磁気ディスクを提出することにより、これをしなければならない。

(磁気ディスクによる開示の方法)

第九条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第二十一条の七（法第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の規定による開示を行うときは、法第二十一条の六第一項（法第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

別表第一の七の項を削り、同表の八の項中「C重油」を「B重油又はC重油」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の九の項を同表の八の項とし、同表の一〇の項を同表の九の項とし、同表の一一の項中「〇・一三〇」を「〇・〇一三八」に改め、同項を同表の一〇の項とする。

別表第二の一の項中「〇・〇七一」を「〇・〇七四」に改め、同表の二の項中「〇・〇一五三」を「〇・〇三〇五」に、「〇・〇七一」を「〇・〇七四」に改める。

別表第三の一の項及び二の項中「〇・〇〇〇六〇」を「〇・〇〇〇六二」に改める。

別表第五の一の項及び二の項中「〇・〇〇〇五六」を「〇・〇〇〇五八」に改め、同表の三の項中「〇・〇一五三」を「〇・〇三〇五」に、「〇・〇〇〇五六」を「〇・〇〇〇五八」に改め、同表の四の項を削り

、同表の五の項中「C重油」を「B重油又はC重油」に、「〇・〇〇〇〇一四」を「〇・〇〇〇〇一七」に改め、同項を同表の四の項とする。

別表第六の一の項から三の項までの規定中「〇・〇〇一六」を「〇・〇〇一七」に改め、同表の四の項を削り、同表の五の項中「C重油」を「B重油又はC重油」に、「〇・〇〇一六」を「〇・〇〇一七」に改め、同項を同表の四の項とし、同表の六の項中「〇・〇〇一六」を「〇・〇〇一七」に改め、同項を同表の五の項とし、同表の七の項中「〇・〇〇一六」を「〇・〇〇一七」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の次に次の六表を加える。

別表第七（第五条及び第六条関係）

一	原油又は天然ガスの試験、性状に関する試験又は生産	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間において試験された原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの試験に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ロ 算定排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然
---	--------------------------	---

---

---

ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間において生産された原油（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下(1)において同じ。）の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の一キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(2) 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量（温度が零度で圧力が一気圧の状態（以下「標準状態」という。）に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定め

---



	<p>二 セメントク リンカー、 生石灰、ソ ーダ石灰ガ ラス若しく は鉄鋼の製 造又はソー ダ灰の製造</p>
<p>る係数を乗じて得られる量</p> <p>(3) 算定排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑井の井数に、当該生産に係る坑井の一井当たりの点検に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 算定排出量算定期間において製造されたセメントクリンカーの量（トンで表した量をいう。）に、当該セメントクリンカーの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間において生石灰の原料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで</p>

若しくは使  
用

表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として、又は鉄鋼の製造において使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間においてソーダ灰の製造に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）

(2) 算定排出量算定期間において使用されたソーダ灰の量（トンで表した量をいう。）に、当該ソーダ灰の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表

	三
	アンモニア、炭化けい素、炭化カルシウム若しくはエチレンの製造又はカーバイド法アセチレンの使用
<p>した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定める原料ごとに、算定排出量算定期間においてアンモニアの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 算定排出量算定期間において炭化けい素の原料として使用された石油コークスの量（トンで表した量をいう。）に、当該石油コークスの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>

四	
電気炉を使	
算定排出量算定期間において電気炉を使用して製造された粗鋼の量（トンで表し	<p>ハ 算定排出量算定期間において製造された炭化カルシウムの量（トンで表した量をいう。）に、当該炭化カルシウムの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ニ 算定排出量算定期間において製造されたエチレンの量（トンで表した量をいう。）に、当該エチレンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ホ 算定排出量算定期間において燃焼の用に供されたカーバイド法アセチレンの量（トンで表した量をいう。）に、当該カーバイド法アセチレンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>

	五	六
<p>用した粗鋼の製造</p>	<p>ドライアイ ス又は噴霧 器の使用</p>	<p>廃棄物の焼 却若しくは 製品の製造 の用途への 使用又は廃</p>
<p>た量をいう。)に、当該粗鋼の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 算定排出量算定期間においてドライアイスとして使用された二酸化炭素の量 (トンで表した量をいう。)</p> <p>ロ 算定排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出された二酸化炭素の量 (トンで表した量をいう。)</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において焼却され、又は環境省令・経済産業省令で定める製品の製造の用途に供された当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した二酸化</p>

別表第八（第五条及び第六条関係）

	<p>棄物燃料の使用</p>
<p>炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料（廃棄物を原材料とする燃料をいう。以下同じ。）ごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>一 燃料（廃棄物燃料を除く。）の使用</p>
<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下イにおいて「施設等」という。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに廃棄物燃料以外の燃料で</p>	

---

用又は電気  
炉における  
電気の使用

---

環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設等において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 算定排出量算定期間における電気炉（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。）において使用された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

---

二	石炭の生産、原油若しくは天然ガスの試掘、性状に関する試験若しくは生産、原油の精製又は都市ガスの製造	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘ごとに、算定排出量算定期間において当該石炭の採掘により生産された石炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該石炭の採掘の区分に応じ石炭の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該石炭の採掘ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 算定排出量算定期間において試掘された原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの試掘に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ハ 算定排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>
---	---	---



---

---

二 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間において生産された原油（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下(1)において同じ。）の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の一キロリットル当たりの生産に伴い排出されるト  
ンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて  
得られる量

(2) 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量（標準状態に換算し  
た立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当  
たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済  
産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(3) 算定排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑  
井の井数に、当該生産に係る坑井の一井当たりの点検に伴い排出されるトン  
で表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得

---

三	
カーボン フットプリント	
次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の量（	<p style="text-align: right;">られる量</p> <p>ホ 環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間において精製された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ヘ 環境省令・経済産業省令で定める原料ごとに、算定排出量算定期間において都市ガスの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

	四
<p>ラック等の製造</p>	<p>家畜の飼養 (家畜の排せつ物の管)</p>
<p>トンで表した量をいう。)に、当該製品の区分に応じ当該製品の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>イ カーボンブラック</p> <p>ロ コークス</p> <p>ハ エチレン</p> <p>ニ 一・二―ジクロロエタン</p> <p>ホ スチレン</p> <p>ヘ メタノール</p>	<p>環境省令・経済産業省令で定める家畜ごとに、算定排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭当たりの、その体内から排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業</p>

	五
<p>理を除く。 )</p>	<p>家畜の排せ つ物の管理</p>
<p>省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定める家畜（放牧されたものを除く。以下イにおいて同じ。）ごとに環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法ごとに、算定排出量算定期間において管理された当該家畜のふん尿に含まれる有機物の量（トンで表した量をいう。）に、当該ふん尿の管理方法の区分に応じ当該家畜のふん尿に含まれる有機物の一トン当たりの管理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ふん尿の管理方法ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ イの環境省令・経済産業省令で定める家畜以外の家畜で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において飼養された当該家畜の</p>

七	六	
植物性の物	稲作	
<p>環境省令・経済産業省令で定める植物性の物ごとに、算定排出量算定期間において</p>	<p>環境省令・経済産業省令で定める水田ごとに、算定排出量算定期間において稲を栽培するために耕作された当該水田の面積（平方メートルで表した面積をいう。）に、当該水田の区分に応じ当該水田の一平方メートル当たりの耕作に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該水田ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 算定排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>

九	八	
工場廃水、 下水、し尿	廃棄物の埋 立処分	の焼却
<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 算定排出量算定期間における工場廃水の処理に係る施設において処理された</p>	<p>環境省令・経済産業省令で定める廃棄物で平成十八年四月一日以降に最終処分場において埋立処分が行われたものごとに、算定排出量算定期間における最終処分場において分解された当該廃棄物の量として環境省令・経済産業省令で定める方法により算定される量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの分解に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>て焼却された当該植物性の物の量（トンで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

---

---

等の処理

---

工場廃水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量（キログラムで表した量をいう。）に、生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量が一キログラムである工場廃水の処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ロ 算定排出量算定期間における終末処理場において処理された下水の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該終末処理場における下水の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 環境省令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法ごとに、算定排出量算定期間におけるし尿処理施設（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下ハ及びニにおいて同じ。）において処理されたし尿の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該し尿の処理方法の区分に応じ当該し尿処理施設におけるし尿の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表したメタンの

---

一〇	<p>廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃</p>	
	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 一般廃棄物の焼却施設（ハの環境省令・経済産業省令で定める施設を除く。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。</p> <p>ロ に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当</p>	<p>量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該し尿の処理方法ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ニ し尿及び雑排水の処理に係る施設（終末処理場及びし尿処理施設を除く。以下二において同じ。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該施設の処理対象人員に、当該施設の区分に応じ当該施設における一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>



---

棄物燃料の  
使用

---

たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 環境省令・経済産業省令で定める産業廃棄物（ハの環境省令・経済産業省令で定める施設において焼却されるものを除く。）ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 製品の製造のために廃棄物を使用する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間における当該施設において焼却され、又は使用された当該廃棄物の量（ト

---

---

---

ンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

二 燃料を燃焼の用に供する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料ごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設において使用された当該廃棄物燃料の量(当該廃棄物燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算し

別表第九（第五条及び第六条関係）

	<p>て得られる量</p>
<p>一</p>	<p>燃料（廃棄物燃料を除く。）の使用</p> <p>燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下この項において「施設等」という。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに廃棄物燃料以外の燃料で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設等において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

二	原油又は天然ガスの性状に関する試験又は生産	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 算定排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(1) 算定排出量算定期間において生産された原油（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下(1)において同じ。）の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の一キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>(2) 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量（標準状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当</p>
---	-----------------------	---

五	四	三	
家畜の排せ つ物の管理	用 麻醉剤の使	製造 又は硝酸の アジピン酸	
イ 環境省令・経済産業省令で定める家畜（放牧されたものを除く。以下イにお 次に掲げる量を合算して得られる量	算定排出量算定期間において麻醉剤として使用された一酸化二窒素の量（トンで 表した量をいう。）	イ アジピン酸 ロ 硝酸 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の量（ トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一トン当たりの 製造に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業 省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合 算して得られる量	たりの生産に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令 ・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

---

---

いて同じ。)ごとに環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法ごとに、算定排出量算定期間において管理された当該家畜のふん尿に含まれる窒素の量(トンで表した量をいう。)に、当該ふん尿の管理方法の区分に応じ当該家畜のふん尿に含まれる窒素の一トン当たりの管理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ふん尿の管理方法ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ イの環境省令・経済産業省令で定める家畜以外の家畜で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

---

	六
	耕地における肥料の使用
<p>ハ 算定排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定める農作物ごとに、算定排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める農作物ごとに、算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該農作物の残さの量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の残さの一トン当たりの使</p>

	七	八
	植物性の物の焼却	工場廃水、下水、し尿等の処理
<p>用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>環境省令・経済産業省令で定める植物性の物ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（トンで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 算定排出量算定期間における工場廃水の処理に係る施設において処理された工場廃水に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該工場廃水に含まれる窒素の一トン当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>



---

---

ロ 算定排出量算定期間における終末処理場において処理された下水の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該終末処理場における下水の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 環境省令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法ごとに、算定排出量算定期間におけるし尿処理施設（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下ハ及びニにおいて同じ。）において処理されたし尿に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該し尿の処理方法の区分に応じ当該し尿処理施設におけるし尿に含まれる窒素の一トン当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該し尿の処理方法ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ し尿及び雑排水の処理に係る施設（終末処理場及びし尿処理施設を除く。以

---

九	
<p>廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用</p>	
<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 一般廃棄物の焼却施設（ロの環境省令・経済産業省令で定める施設を除く。）</p> <p>（）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）</p> <p>（）に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>下二において同じ。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該施設の処理対象人員に、当該施設の区分に応じ当該施設における一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

---

---

---

ロ 製品の製造のために廃棄物を使用する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間における当該施設において焼却され、又は使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物（イの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設及びロの環境省令・経済産業省令で定める施設において焼却されるものを除く。）ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境

---

別表第十（第五条及び第六条関係）

一	クロロジフ	次に掲げる量を合算して得られる量
		<p>省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ニ 燃料を燃焼の用に供する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料ごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設において使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

	二
<p>ルオロメタン又はハイドロフルオロカーボンの製造</p>	<p>冷凍空気調和機器、プラスチック</p>
<p>イ 算定排出量算定期間において製造されたクロロジフルオロメタンの量（トンで表した量をいう。）に、当該クロロジフルオロメタンの一トン当たりの製造に伴い発生するトンで表したトリフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該クロロジフルオロメタンの製造に伴い発生したトリフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>ロ 算定排出量算定期間において製造されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(1) 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において当該製品の製造に伴</p>

---

、噴霧器、  
半導体素子  
等の製造等

---

い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(i) 家庭用電気冷蔵庫

(ii) 家庭用エアコンディショナー

(iii) 業務用冷凍空気調和機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機（以下単に「自動販売機」という。）を除く。以下同じ。）

(2) 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の台数に、当該製品の区分に応じ当該製品の一台当たりの製造に伴い排出されるトンで表したハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量

---

---

---

を合算して得られる量

(i) 自動販売機

(ii) 自動車用エアコンデিশヨナー

ロ 算定排出量算定期間において業務用冷凍空気調和機器の使用の開始に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間において整備が行われた業務用冷凍空気調和機器に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

---

---

---

(2) 算定排出量算定期間において業務用冷凍空気調和機器の整備に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ニ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間において整備が行われた自動販売機に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

(2) 算定排出量算定期間において整備が行われた自動販売機の台数に、当該自動販売機の一台中当たりの整備に伴い排出されるトンで表したハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られ

---



---

---

る量

ホ 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において廃棄された当該製品に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 家庭用電気冷蔵庫
- (2) 家庭用エアコンディショナー
- (3) 業務用冷凍空気調和機器
- (4) 自動販売機

へ 次に掲げる量を合算して得られる量

- (1) 算定排出量算定期間においてポリエチレンフォームの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）

---

---

(2) ポリエチレンフォーム以外のプラスチックで環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において当該プラスチックの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該プラスチックの区分に応じ当該プラスチックの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該プラスチックごとに算定した量を合算して得られる量

ト 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において当該製品の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

三	
溶剤等とし	<p>(1) 噴霧器</p> <p>(2) 消火剤</p> <p>チ 算定排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）</p> <p>リ 算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイス等の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>溶剤としての用途その他環境省令・経済産業省令で定める用途ごとに、算定排出</p>

別表第十一（第五条及び第六条関係）

<p>のハイドロフルオロカーボンの使用</p>	<p>量算定期間において当該用途に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
<p>一 アルミニウムの製造</p>	<p>備考 この表において「ハイドロフルオロカーボン」とは、第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンをいう。</p> <p>環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において製造されたアルミニウムの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該アルミニウムの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量</p>

二	<p>パーフルオロカーボンの製造</p>	<p>算定排出量算定期間において製造されたパーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>
三	<p>半導体素子等の製造</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られ</p>

	四
	溶剤等としてのパーフ
<p>る量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い発生するトンで表したパーフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>溶剤としての用途その他環境省令・経済産業省令で定める用途ごとに、算定排出量算定期間において当該用途に使用されたパーフルオロカーボンの量（トンで表</p>	

別表第十二（第五条及び第六条関係）

	<p>ルオロカー ボンの使用</p>	<p>した量をいう。）から、当該使用されたパーフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
<p>一 マグネシウム合金の製造</p>	<p>造</p>	<p>算定排出量算定期間においてマグネシウム合金の製造に伴い使用された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）</p>
<p>二</p>	<p>六ふつ化硫黄の製造</p>	<p>算定排出量算定期間において製造された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふつ化硫黄の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>
<p>備考 この表において「パーフルオロカーボン」とは、第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンをいう。</p>		

三	電気機械器具、半導体素子等の製造等
<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 算定排出量算定期間において電気機械器具の製造及び使用の開始に伴い使用された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふつ化硫黄の一トン当たりの封入に伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 算定排出量算定期間において使用に供されていた電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該電気機械器具に封入されている一トン当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数に当該電気機械器具の使用期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量</p> <p>ハ 算定排出量算定期間において点検された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう</p>	



。を控除して得られる量

ニ 算定排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

ホ 算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶ディスプレイの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふつ化硫黄の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該使用された六ふつ化硫黄のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

(施行期日)

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第五条第七号及び第八号並びに第六条第一項第三号及び第四号の規定の適用については、この政令の施行の日から四年を経過する日までの間においては、これらの規定中「掲げる量」とあるのは、「掲げる量（同表の五の項の下欄のイに掲げる量を除く。）」とする。

## 理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を報告しなければならぬ事業者の範囲、当該排出量の算定方法を定める必要があるからである。